

いわゆる「セキュリティ・クリアランス」について

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、**国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定**された情報に対して、**アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認**した者の中で取り扱うとする制度。
- ①政府としての重要な情報を指定し、②政府の調査を経て信頼性の確認を受けた者の中で取り扱うという厳格な管理や提供のルールを定めた上で、③漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例。
- 我が国では、セキュリティ・クリアランス制度を規定している法律として、特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法がある。

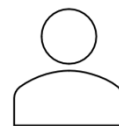
①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



②情報の厳格な管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- ・ 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス（施設・組織の信頼性）

③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則



経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の必要性

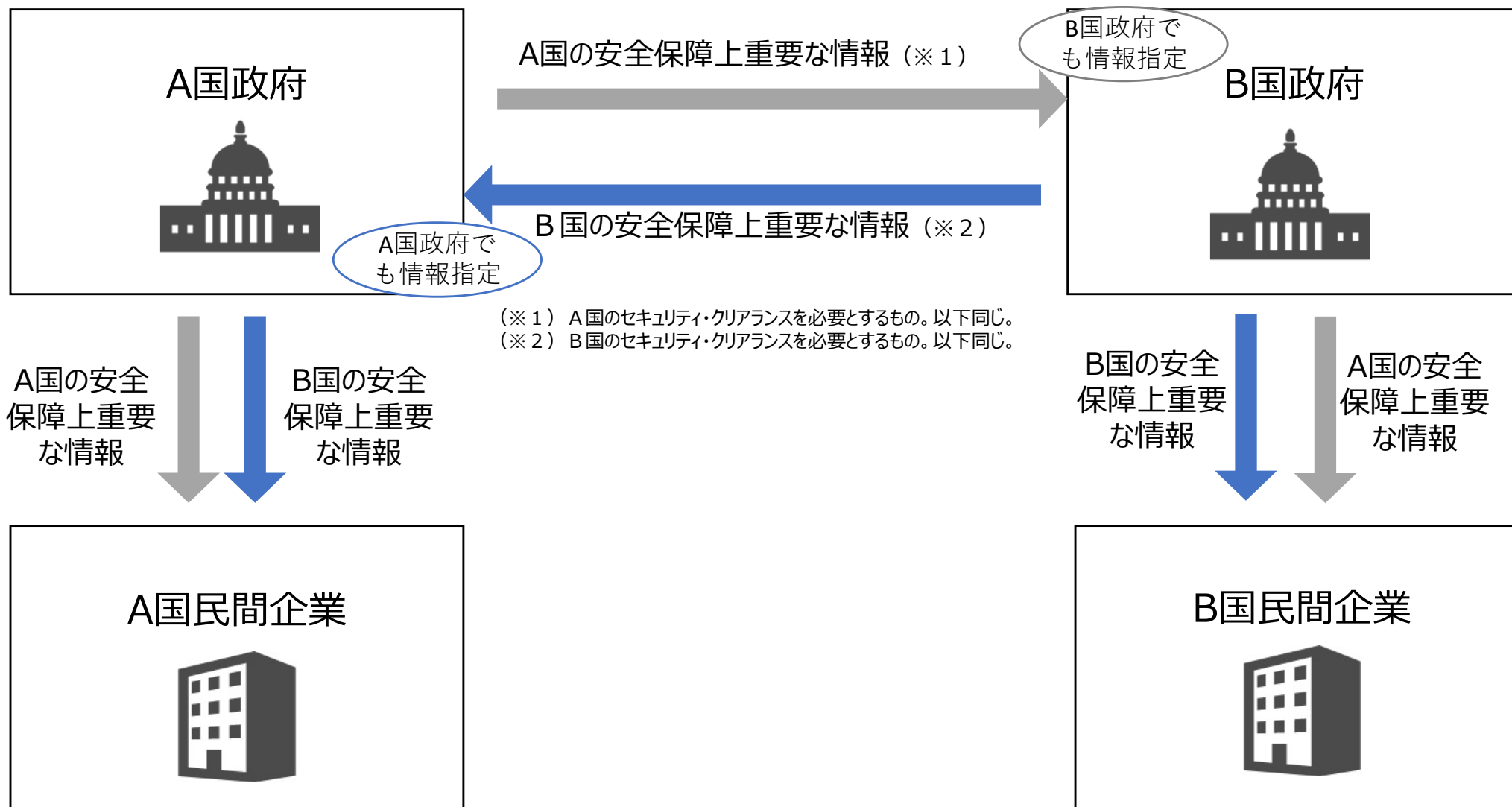
- 安全保障の概念が、防衛や外交という伝統的な領域から、経済・技術の分野にも拡大。国家安全保障のための情報に関する能力の強化は、一層重要に。**経済安全保障分野においても、厳しい安全保障環境を踏まえた情報漏洩のリスクに万全を期すべく、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じて、我が国の情報保全の更なる強化を図る必要。**
- こうした情報保全の強化は、安全保障の経済・技術分野への広がりを踏まえれば、同盟国・同志国との間でさらに必要となるこれらの分野も含んだ国際的な枠組みを整備していくこととあいまって、**すでに情報保全制度が経済・技術の分野にも定着し活用されている国々との間で協力を一層進めることを可能にする。**
- **経済活動の担い手が民間事業者**であることに留意しつつ、**官民の情報共有を可能にする仕組みが必要。**

<企業からの声>

- ある海外企業から協力依頼があったが、**機微に触れるということで相手から十分な情報が得られなかった**。政府間の枠組みの下で、お互いにセキュリティ・クリアランスを保有している者同士で共同開発などができれば、もう少し踏み込んだものになったのではないか。
- **宇宙分野の海外政府からの入札に際し、セキュリティ・クリアランスを保有していることが説明会の参加要件**になっていたり、**商業利用分野であってもC Iが含まれているので詳細が分からない等の不利な状況が生じている。**
- **様々なサイバーセキュリティ・インシデントが起きている中で、政府側や諸外国が保有している様々な情報が共有**されれば、個々の企業のセキュリティレベルの向上、ひいては**我が国全体のセキュリティ・レベルの向上にもつながる。**

セキュリティ・クリアランスと安全保障上重要な情報のやりとりのイメージ

- ❑ 政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報にアクセスする必要がある者に対する信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）は、基本的には自国民が対象。
- ❑ 外国政府の安全保障上重要な情報にアクセスするためには、自国政府を通じて行う必要がある。
※国によっては制度の差異あり。



諸外国におけるセキュリティ・クリアランス対象情報の区分

				アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
情報区分	クリアランス対象情報 (注1)	Top Secret級		Top Secret 不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Top Secret 英国又は同盟国の国家安全保障を直接支え、又は脅かす著しく機微な情報であって、あらゆる脅威からの保護に係る極めて高度な保証を要するもの	Streng Geheim 許可のない者が知ることによって国又は州の存立又は死活的利益を危険に晒し得るもの	Très Secret 漏洩又はアクセスが防衛及び国家安全保障に著しく深刻な結果をもたらし得るもの	Top Secret 不当な開示が国益に著しく深刻な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Top Secret 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に著しく深刻な損害を与えると予想し得るもの
		Secret級		Secret 不当な開示が国家安全保障に重大な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Secret 非常に機微な情報であって強力な組織犯罪集団や国家主体等の高度な能力を有する脅威からの保護を要するもの	Geheim 許可のない者が知ることによって国又は州の安全保障を危険に晒し、又はその利益に重大な損害を与え得るもの	Secret 漏洩又はアクセスが防衛及び国家安全保障に損害を与え得るもの	Secret 不当な開示が国益に重大な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Secret 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に重大な損害を与えると予想し得るもの
		Confidential級		Confidential 不当な開示が国家安全保障に損害を与えると合理的に予想し得るもの	※ 2014年に見直し（以前は Confidential の区分が存在）	VS-Vertraulich 許可のない者が知ることによって国又は州の利益に害を及ぼし得るもの	※ 2021年に見直し（以前は Confidentiel Défense の区分が存在）	Confidential 不当な開示が国益に限定的又は中程度の損害を与えると合理的に予想し得るもの	Protected 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に損害を与えることが予想し得るもの
	情報取扱注意 (注2)	その他		Controlled Unclassified Information	Official-Sensitive	VS-Nur Für Den Dienstgebrauch	Diffusion Restreinte	Protected	Official-Sensitive

（備考） 2023年3月時点の政府HP等を基にした事務局まとめ。各国制度は現在進行形で変更されているものがあり、また、全ての情報が公開されている訳ではない等から、上記が最新とは必ずしも限らない。

（注1） アメリカにおけるC I（Classified Information）に相当する情報。

（注2） 取扱いのためC I相当のいわゆる「クリアランス」までは要しないが、取扱いに注意すべき情報として、一定の保全措置や調査が必要とされ得るもの。

諸外国におけるセキュリティ・クリアランス対象情報の範囲・分野

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
クリアランス対象情報の範囲・分野	①軍事計画・兵器システム又は軍の運用 ②外国政府情報 ③インテリジェンス活動・情報源・方法又は暗号 ④機密情報源を含む連邦政府の外交関係又は対外活動 ⑤国家安全保障に関連する科学的・技術的・経済的事項 ⑥核物質又は核施設の防護策のための政府プログラム ⑦国家安全保障に関連するシステム・設備・インフラ・プロジェクト・計画・防護サービスの脆弱性又は能力 ⑧大量破壊兵器の開発等	Top Secretの漏洩は次をもたらす／脅かす。 ①広範な人命損失 ②英国又は友好国の国内治安 ③国際的な緊張 ④英国又は同盟国の軍隊の有効性又は安全性 ⑤友好国との関係 ⑥安全保障活動又は諜報活動の継続的な有効性 ⑦英国経済への長期的な損害 ⑧重大な組織犯罪を捜査又は起訴する能力 ※Secretにも同様の類型あり	公共の利益のため、特に連邦又は州の福祉を保護するために秘匿する必要のある事実、物又は知見	「国防秘密」（政治、軍事、外交、科学、経済、産業等の分野で用いられる）	各省の判断により個々に情報の分類及び指定を実施	対象情報の漏洩は次の事項を脅かす。 ①個人の安全等 ②政府組織の能力、資産、法執行・政策遂行能力等 ③国の経済 ④国のインフラ ⑤国際関係 ⑥治安・国防・インテリジェンス活動
同権情報者指定	大統領、副大統領、大統領が指名した行政機関の長、委任された政府職員が指定	各省庁・部局が、クリアランス対象情報に関する政策を執行し、指定	部局又はその被授權者が指定	大統領、首相、大臣等が指定の条件を定める当該条件に従い作成者が指定	各省が分類及び指定	機関を代表して情報を生成又は準備することに責任を有する者が指定
根拠	大統領令第13526号等	政府セキュリティ基準等	連邦保安審査に関する機密事項の保護に関する法律、秘密情報保護一般行政規則 等	防衛法典、国防秘密保護に関する省庁間一般通達第1300号 等	セキュリティポリシー、セキュリティマネジメントの指針 等	保護的保全方針 枠組み 等

諸外国における事業者に対するクリアランス

- 諸外国における事業者に対するクリアランスでは、民間事業者等が保有する施設などの物理的管理要件だけでなく、当該民間事業者等の株主構成や役員構成といった組織的要件も確認。

	アメリカ	イギリス※ ¹	ドイツ	フランス
物理的管理要件	○ 建物構造の保全措置（例：外壁、扉、窓、警報装置 等） ○ 情報管理上の措置（例：不正アクセス防止措置 等） ○ その他			
（外国による影響等（FOCI）） 組織的要件の例	○ 施設クリアランス付与にあたり、対象事業者の経営陣（例：国籍等の人定事項）、出資元の外国資本等の保全上の影響を考慮※² ○ その上で、FOCIの影響がある場合でも、一定の緩和措置を講じた上で施設クリアランスを付与する場合あり	○ 施設クリアランス付与にあたり、対象事業者の経営陣（例：国籍等の人定事項）、出資元の外国資本等の保全上の影響を考慮 ○ 取締役の少なくとも50%がイギリスに居住し、かつ、イギリス国籍であること	○ 施設クリアランス付与にあたり、対象事業者の経営陣（例：国籍等の人定事項）、出資元の外国資本等の保全上の影響を考慮	○ 施設クリアランス付与にあたり、対象事業者の経営陣（例：国籍等の人定事項）、出資元の外国資本等の保全上の影響を考慮

※¹ 特に国防省との契約時の規定を掲載

※² 公開されている申告フォーム（SF328）に、発行済み株式の5%以上を外国人が保有しているか、外国企業の10%以上の持ち分を保有しているか、取締役会メンバー等に外国人がいるか等の質問項目あり。申告フォームに該当項目がある場合には、FOCI下にあるといえるか、FOCIのリスクが許容範囲内か、リスク低減措置が取られるか、という観点からリスク評価を実施

諸外国における漏えい等に対する罰則

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典第18編 (刑法及び刑事訴訟法)	公務秘密法	刑法	刑法
スパイ行為等	外国政府を援助する目的での国防に関する情報の外国政府関係者への漏えい(§794) → <u>死刑、終身刑、有期刑</u>	国の安全又は利益を損なう目的での敵を利用する情報の収集、伝達(1911 §1) → <u>3年以上14年以下の拘禁刑、罰金刑</u>	国家秘密の外国勢力への漏えい(§94) → <u>1年以上の拘禁刑</u> 上記のうち、特別な地位を濫用した場合 → <u>終身刑、5年以上の拘禁刑</u> 上記のうち、対外的安全に特に重大な損害を与えるおそれを生じさせた場合 → <u>終身刑、5年以上の拘禁刑</u>	国民の基本的利益を損なうおそれがある情報の外国政府や外国企業への漏えい(§411-6) → <u>15年以下の拘禁刑、22万5000ユーロの罰金刑</u>
その他の情報漏洩等	国防に関する情報の合法／非合法所持者による他者への伝達(§793) → <u>10年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 暗号及び通信諜報に関する機密情報の漏えい(§798) → <u>10年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 政府職員・政府契約者等による職務上保有する機密文書の権限なき持ち去り(§1924) → <u>5年以下の拘禁刑、罰金刑</u>	保安又は諜報の活動に従事する者によるその地位によって得た保安又は諜報に関する情報の漏えい(1989 §1) → <u>2年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 政府職員又は政府との契約者によるその地位によって得た防衛に関する情報の有害な漏えい(1989 §2) → <u>2年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 政府職員又は政府契約者によるその地位によって得た国際関係に関する情報又は他国から入手した秘密情報の有害な漏えい(1989 §3) → <u>2年以下の拘禁刑、罰金刑</u>	国家機密を権限のない者に触れさせ、又は公衆に知らせ、国の対外的安全に重大な損害を与えるおそれを生じさせる行為(§95) → <u>6月以上5年以下の拘禁刑(特に重大な事案にあっては1年以上10年以下)</u> (おそれの発生が過失による場合は、5年以下の拘禁刑、罰金刑(§97(1))) 公務員、公共サービス委託先業者等が、その地位により得た情報を漏えいし、重要な公共の利益を危険にさらす行為(§353b) → <u>5年以下の拘禁刑(危険の発生が過失による場合は、1年以下の拘禁刑)</u>	国防上の秘密情報を職務上保有する者による漏えい(§413-10) → <u>7年以下の拘禁刑、10万ユーロの罰金刑</u> 上記以外の者による国防上の秘密情報の窃取等(§413-11) → <u>5年以下の拘禁刑、7万5千ユーロの罰金刑</u>